

## ◇期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができない方、また、新型コロナウイルス感染症対策のため、前もって投票することができる期日前投票をぜひご活用ください。投票日に18歳になる方で、期日前投票期間中は、18歳になっていない方は、期日前投票はできませんが、不在者投票ができます。

### 【期日前投票日時・会場】

- 日時 … 10月16日(水)から10月26日(土)・午前8時30分～午後8時
- 会場 … 南越前町役場、今庄住民センター、河野住民センター  
お住まいの集落にかかわらず、いずれの会場でも期日前投票できます。

### 【必要なもの】

- 投票所入場券 (届いていない場合は不要です。)
- 宣誓書 … 期日前投票所に用意してありますので、必要事項を記入していただきます。  
町のホームページからも入手可能です。印刷してお持ちください。

## ◇不在者投票

投票所に行くことができない方で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、事前に手続きすることで不在者投票ができます。

※不在者投票の手続きには、日数が必要です。お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。

- ①南越前町の選挙人名簿に登録されている方が、長期出張や出産などで町外に滞在している場合  
▶南越前町選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、交付を受けてから最寄の選挙管理委員会で投票します。
- ②都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院・入所している場合  
▶施設内で不在者投票ができますので、病院などに申し出てください。
- ③身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で表1に該当する障害のある方(○印の該当者)または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方の場合  
▶郵便投票「自宅のできる投票制度」が利用できます。

表1

	障害の部位	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	(該当なし)
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

	障害の部位	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	○	○	○	(該当なし)
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

## ◇選挙に関するお問い合わせ

南越前町選挙管理委員会 (南越前町役場内 TEL 47-8000)

# 第50回 衆議院議員総選挙 第26回 最高裁判所裁判官国民審査

## ◇投票

### 【選挙の日程】

- 公示日 … 10月15日(火)
- 投票日 … 10月27日(日)

### 【投票所・時間】

- 次ページ投票所一覧を参照してください。

#### 小選挙区

当該選挙区(福井第2区)から  
1人の議員を選出します。

○  
山  
○  
夫

小選挙区選挙は、**あさぎ色(うすい水色)**の投票用紙です。  
候補者のうち一人の氏名を書いてください。

#### 比例代表

拘束名簿式により  
当選者を決定します。

△  
△  
党

比例代表選挙は、**ピンク色**の投票用紙です。  
政党等の名称を書いてください。

#### 最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所裁判官を  
罷免するかどうかを審査します。

○  
○  
△  
△  
○  
○  
○  
○

最高裁判所裁判官の国民審査は、**うぐいす色**の投票用紙です。  
やめさせたほうがよいと思う裁判官がいる場合、名前の上の欄に×を書きます。

### 【投票できる方】

年齢要件	平成18年10月28日以前に出生の方
住所要件	日本国民で、今年の7月14日以前から引き続き南越前町に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている方

#### ○南越前町へ転入された方

令和6年 7月14日以前の届出	南越前町で投票できます。
令和6年 7月15日以後の届出	旧住所の市区町村で投票できます。 ※旧住所地の選挙人名簿に登録されているかどうかは、旧住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

#### ○南越前町から転出された方

南越前町に3か月以上居住した後に県内外の他市区町村へ転出した方は、転出先市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間(概ね3か月)は、南越前町内の旧住所地において投票することができます。遠方などの理由により、投票できない方は、滞在地で不在者投票ができます。  
※転出先市区町村の選挙人名簿に登録されているかどうかは、転出先市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

#### ○南越前町内で転居された方

令和6年 10月8日以前の届出	新住所の投票所で投票できます。
令和6年 10月9日以後の届出	旧住所の投票所で投票できます。

# 南越前町投票所一覧

投票日当日は、投票所の混雑が予想されます。  
期日前投票をぜひご活用ください。

- 投票所 … 町内16カ所の投票所で投票することができます。
- 時間 … 各投票所により異なります。下記の投票所一覧の投票時間の欄を参照してください。

投票区	投票所	投票時間	投票区の区域(行政区)
第1投票区	南条保健福祉センター	午前7時～午後8時	東谷・清水・脇本・嶋・上平吹・日野
第2投票区	南越前文化会館	午前7時～午後8時	下牧谷・上牧谷・上野・堂宮・金粕・桜町
第3投票区	上別所集落センター	午前7時～午後8時	鯖波・奥野々・上別所・関ヶ鼻
第4投票区	南条地区公民館	午前7時～午後8時	東大道・西大道・鋳物師・ほのぼの苑
第5投票区	阿久和区民センター	午前7時～午後8時	中小屋・阿久和
第6投票区	湯尾児童館	午前7時～午後8時	新北府・北府・山王・日吉・天王・ 稲荷(湯尾)・八幡・旭(湯尾)・八乙女・ 燧・社谷
第7投票区	古木生活改善センター	午前7時～午後8時	久喜・長沢・馬上免・古木
第8投票区	小倉谷林業集会センター	午前7時～午後7時	上温谷・小倉谷・瀬戸・杉谷・杣木俣
第9投票区	今庄児童館	午前7時～午後8時	荒目・藤倉・白鬚・梅ヶ枝・立石・観音・ 愛宕・旭(今庄)・稲荷(今庄)・栄
第10投票区	鹿蒜公民館	午前7時～午後7時	南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋
第11投票区	堺公民館	午前7時～午後7時	合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯
第12投票区	宇津尾集落センター	午前7時～午後7時	宇津尾・橋立・広野
第13投票区	せせらぎ	午前7時～午後7時	大良・河内・菅谷・具谷・赤萩・桜団地
第14投票区	河野住民センター	午前7時～午後7時	大谷・河野・今泉・ここの
第15投票区	甲楽城公民館	午前7時～午後7時	甲楽城
第16投票区	糠公民館	午前7時～午後7時	糠・杉山・八田

## ◆投票所入場券を忘れずに

投票所入場券は1枚のハガキに4人分まで記載していますので、1人分ずつ切り離して必ず本人が持参してください。(同一世帯で有権者が5人以上いる場合は、2枚以上のハガキが郵送されます。)

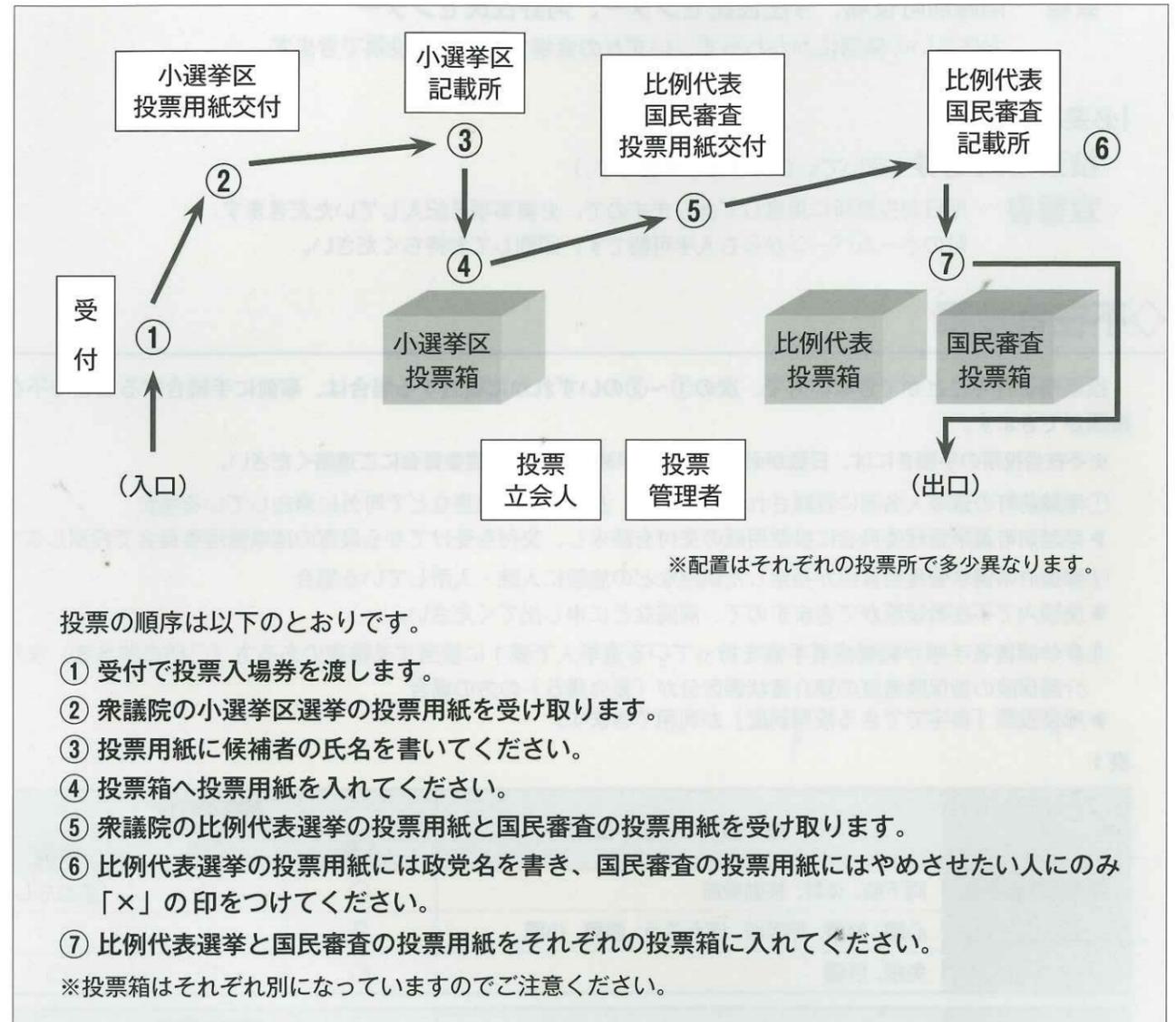
郵便事情により届いていない場合や、紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、投票所の受付係にお申しつけください。

## ◆投票の順序は

今回の選挙では、衆議院の小選挙区・比例代表と最高裁判所裁判官国民審査の3種類の投票用紙があります。

### ○投票用紙の色

- ・小選挙区 …… あさぎ色(うすい水色)の用紙に黒のインク
- ・比例代表 …… ピンク色の用紙に黒のインク
- ・最高裁判所裁判官国民審査 …… うぐいす色の用紙に黒のインク



## ◆開票

○日時… 10月27日(日) 午後9時から ○会場… 南条地区公民館

## ◆選挙公報

衆議院議員総選挙の選挙公報および最高裁判所裁判官国民審査の審査公報は、各候補者の公約や経歴、政党などの名称や政見、また、裁判官の経歴や関与した裁判などを皆さんにお知らせするためのもので、10月25日(金)までに区長を通じて配布します。選挙公報がお手元に届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。また南越前町役場、今庄、河野事務所でも配布しますので、ご自由にお持ちください。

# ふくいの消費生活

## 高齢者の消費者トラブル…見守り隊



### 地域での見守り3箇条 1.気づき 2.声かけ 3.相談

- |  |  |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 宅配便や郵便物が頻繁に届いている     | <input checked="" type="checkbox"/> 見知らぬ業者がよく出入りしている   |
| <input checked="" type="checkbox"/> 不自然なリフォームを繰り返している    | <input checked="" type="checkbox"/> 見慣れない車が止まっている      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 明らかにお金に困っている様子が見られる  | <input checked="" type="checkbox"/> ATMの前で電話をしている      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 見慣れない商品や名刺、パンフレットがある | <input checked="" type="checkbox"/> 古い着物や貴金属が出ている      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 同じような商品が必要以上にある      | <input checked="" type="checkbox"/> 開けていない段ボール箱がたくさんある |



「気をつけよう!見守ろう!ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→

### 目次

- 消費者トラブル事例 ..... 2
- みんなで知ろう、防ごう、高齢者の家庭内事故 ..... 3
- 県消費生活センター・商品テスト業務のご紹介 ..... 4
- 機能性表示食品について ..... 5
- 防犯アプリ「ふくいポリス」について/シニア時代の交通安全 ..... 6
- 受講生大募集! 暮らしの講座/エシカルチャレンジ2024/身近でも起きています~モニターさんからの報告~ ..... 7
- 専門家による消費生活相談会/消費生活センターのご案内 ..... 8

## 消費者トラブル事例

### 新紙幣発行

#### 予想されるトラブル

- \*「旧紙幣が使えなくなるから」と言われ、交換を求められた。
- \*「その新紙幣は偽札だ」と言われ、交換を求められた。
- \*金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。

約20年ぶりとなる  
新紙幣の発行が  
7月から始まりました。  
これに伴い、  
「新紙幣発行に便乗した  
詐欺被害」の発生が  
予想されます。

#### アドバイス

- 新紙幣発行後も、現在の紙幣は使えます。
- 金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。
- 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察にも相談しましょう。

### 定期購入

#### 事例

- \*「初回無料」「お試し価格」を見て1回だけのつもりで注文したら、2回目の商品が届き、何回か継続して購入することが条件であることが分かった。2回目以降は高額な代金を請求された。
- \*いつでも解約可能と表示されていたが、実際には解約に細かい条件がある。または連絡してもつながらない。



#### アドバイス

- 通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- 申し込む際には、「定期購入」が条件となっていないか、解約・返品できる条件など契約内容をすみずみまで確認しましょう。

### 送り付け商法

#### 事例

- \*注文した覚えのない商品が突然自宅に送られてきて、中には請求書が入っていた。



#### アドバイス

- まず、家族が注文していないか、知人から送られたものでないか、よく確認しましょう。
- 一方的に送られてきたものであれば、売買契約は成立していないため、支払いをする必要はなく、事業者連絡する必要もありません。
- 事業者による商品の引き取りに応じる必要もありません。
- 法律の改正により、一方的に送り付けられた品物を直ちに処分できるようになりました。

### 利殖商法

#### 事例

- \*「必ず儲かるから投資しないか。月〇%の配当金がもらえる」と勧誘され、百万円を預けた。当初、配当金を受け取っていたがもらえなくなり、預けたお金を返してもらおうと連絡したが、つながらない。
- \*過去に被害に遭った方が、「被害が回復できる」と言って勧誘され、二次被害に遭った。



#### アドバイス

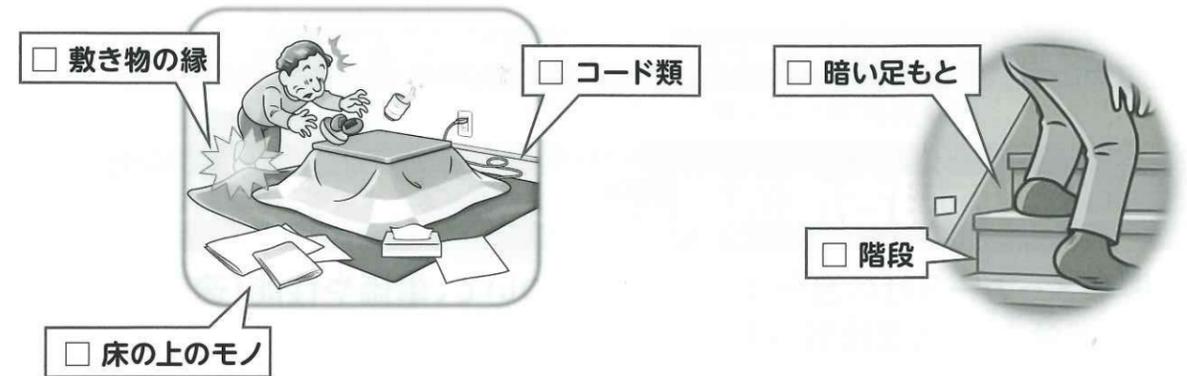
- リスクなしに「儲かる話」はありません。話を聞いて、リスクや利益の出る仕組みが理解できない場合は、契約しないようにしましょう。

## —みんなで知ろう、防ごう、高齢者の家庭内事故—

いつも生活している自宅内であっても、ちょっとした油断や慣れにより、思わぬケガや事故につながる場合があります。

特に高齢者は注意が必要です。

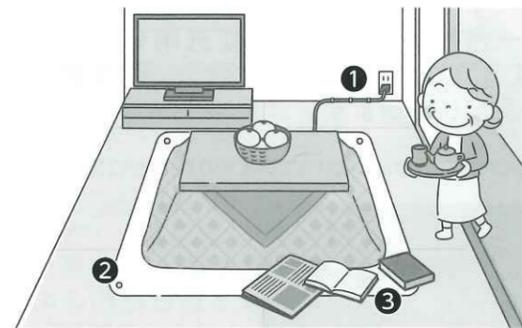
### 生活環境チェック



出典：「無理せず対策 高齢者の不慮の事故」(消費者庁)

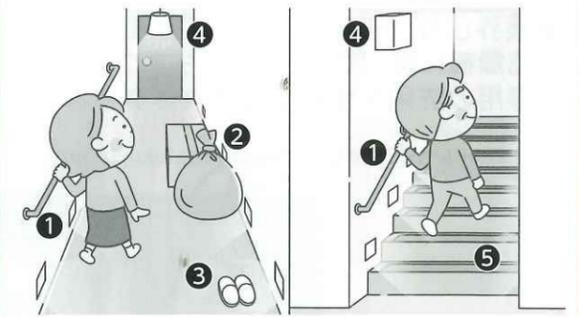
#### 転倒を防ぐために

- ①コードの配線は歩く動線避ける  
壁をはわせるか、部屋の奥にまとめる
- ②引っ掛かりやすいカーペットやこたつ  
布団は使用しない
- ②めくれやすいカーペットの下には滑り  
止めを敷く
- ③床に物を置かない



#### 転落を防ぐために

- ①手すりをつける
- ②床に物を置かない
- ③転倒の原因になる滑りやすい靴下や  
スリッパは使用しない
- ④足元がよく見えるよう照明を明るく  
する
- ⑤階段にすべり止めをつける



出典：「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(政府広報オンライン)を加工して作成

### できることから始めましょう

- 部屋の整理
- 適度な運動
- 危ない所の見える化(明るく照らす・色を変える・しるしを貼る など)

## 福井県消費生活センター 商品テスト業務のご紹介

県消費生活センターでは、

- 苦情品の原因究明のためのテスト
- 市販品の価格や表示、品質等を調査し、その結果を消費者に情報提供する「試買テスト」
- テスト機器を活用した“実習”と、消費トラブルについての知識を学ぶ“ミニ講義”を組合せた「実習型の消費者講座」
- 団体等への簡易テスト機器の貸出し

を行っています。

商品に関する苦情・相談や、講座の申込み、機器の貸出しについて、お気軽にお問合せください。

## 台所用合成洗剤 7商品を調べました

主要なメーカー5社の台所用合成洗剤について、単価や性能(速乾性、すすぎ性、洗浄力)などを比較しました。

### テスト結果

- 1mLあたりの価格は0.58~0.96円で、1.6倍以上の価格差がありました。容器の形状に特長のある銘柄で単価が高い傾向があったものの、界面活性剤の種類・総含有率、性能調査結果などとの相関は見出せませんでした。
- 時計皿(平皿状の実験器具)を使って、モニターによる性能テストをしたところ、速乾性、すすぎ性、洗浄力いずれも、商品による顕著な差はありませんでしたが、速乾性が高いものはすすぎ性もよい傾向がありました。また、界面活性剤の総含有率が高いものは洗浄力が高い傾向がありました。

### 消費者へのアドバイス

- 界面活性剤の総含有率は「成分」の欄に数値(%)が表示されているため、商品選択時に容器の表示内容をご確認ください。
- 業界団体(日本石鹼洗剤工業会)およびメーカー各社は、「台所用合成洗剤を食器洗い乾燥機に使用すると、泡立ちすぎて機械が故障する恐れがあるため、食器洗い乾燥機には専用の洗剤を使用しなければならない」と注意喚起しています。

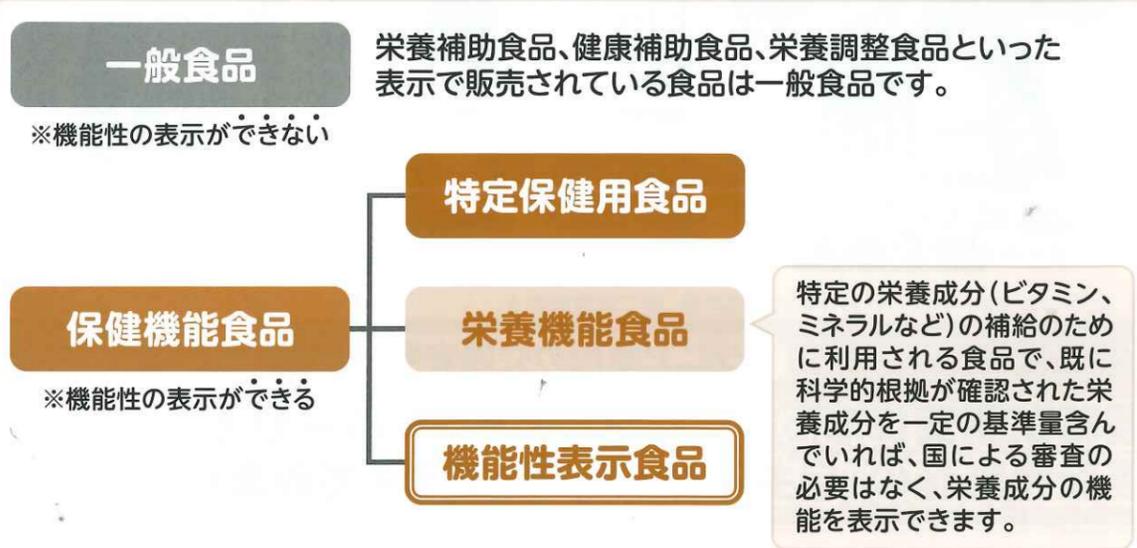
詳しくはホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/shibai05.html>)に掲載していますので、ぜひご覧ください。



対象品 全体画像

## 機能性表示食品について

- 機能性表示食品制度とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度です。特定保健用食品(トクホ)と異なり、安全性の確保を前提とし、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです。



保健機能食品はいずれもたくさん摂取すれば病気が治ったり、健康になれるというものではありません。ご自身の食生活に合わせて上手に活用しましょう!

## 機能性表示食品とトクホ、何が違うの?

<b>機能性表示食品</b>	<b>特定保健用食品(トクホ)</b>
<p>本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。</p>	<p>許可マーク</p>

	機能性表示食品	トクホ
2つの違いは?	事業者の責任において機能性を表示	消費者庁長官が許可した内容を表示

もっと詳しく知りたい方は消費者庁のウェブサイトをご覧ください。 [消費者庁 機能性表示食品](#)

# ふくいポリス ご利用ください

「ふくいポリス」は、福井県警察から福井県内の犯罪発生情報や防犯対策情報等をお届けする防犯アプリです。



## シニア時代の交通安全

### 運転が不安になってきたシニアドライバーやそのご家族へ 運転免許証の「自主返納」について考えてみませんか？

病気や年齢などにより運転に不安のある方、運転をしなくなった方は、本人の申請により運転免許の全部取消または一部取消ができます。また、希望により運転経歴証明書の申請をすることができます。



受付場所	受付曜日・時間
<b>福井県運転者教育センター</b> 【春江】 坂井市春江町針原58-10 0776-51-2820  【丹南】 越前市余田町2-1-1 0778-21-3613  【奥越】 大野市南新在家32-1-4 0779-66-7700  【嶺南】 三方上中郡若狭町倉見1-51 0770-45-2121	<b>■ 全部取消し</b> (1)平日：午前10時～午前11時 午後2時～午後3時  (2)日曜(予約制) 第1日曜日は嶺南、 第2～第5日曜日は春江で受付 ※代理申請も可能です。詳しくは左記センターにお問い合わせください
住所地为管轄する警察署 (分庁舎を含む)	<b>■ 一部取消し</b> 平日：午前8時30分～午前11時 午後1時～午後3時
	<b>■ 全部取消し</b> 平日：午前8時30分～午後3時

#### ※高齢免許返納者サポート制度とは？

運転免許証を自主返納した高齢者の方が、運転経歴証明書を提示することで様々なサービスを受けられる制度です。交通事業者・市町・企業・団体によるサービスがあります。運転免許を自主返納した高齢者本人だけでなく、その同行家族もサービスの一部を受けられるようになります。

※高齢免許返納者サポート制度もご利用ください

# 受講生大募集

## くらしの講座

これからの時代に充実した生活を送るためのスキルを身につける講座です。どの講座も自由にご参加できます。下記3講座のうち、2講座以上ご参加いただいた方には、修了証書をお渡しします。

**オンラインあり** **食事と買い物で未来の食を豊かにしよう！ふだん使いのSDGs**  
 日時 10月26日(土) 13:30～15:00 講師 ライター&講師 藤田 まみ 氏

**オンラインなし** **インターネット疑似体験サイトで危ないショッピングサイトを見破ろう！**  
 日時 11月2日(土) 13:30～15:00 講師 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)事業委員会 消費生活アドバイザー 福島 麻子 氏

**オンラインなし** **2050カーボンニュートラルゲームを体験しよう！**  
 日時 11月16日(土) 10:00～11:30 講師 CNファシリテーター 高井 健史 氏

※各講座終了後、県内の消費者団体の活動紹介をビデオで流します。

**定員** 各回50名(先着順) **参加費** 無料

**会場** ●福井県民生協 本部センター会議室(福井市開発5-1603)  
 ※オンライン配信での参加希望の方は、下記のコードからお申し込みください。

**申込締切** 各講座開催の3日前までに、お電話またはお申込みコードからお申し込みください。

問合せ  
申込先

公益社団法人ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5-1603  
 [TEL]0776-52-0626 [URL]http://www.kuranavi.jp/  
 ※上記セミナー・講座は福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。



お申込みは  
こちらから▶

## エシカル チャレンジ 2024

公式Instagram  
またはX(エックス)をフォローして、  
「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。  
正解者の中から抽選で、  
**エシカルな福井県産品(3,000円相当)を  
プレゼント!**

第2回 令和6年9月10日(火)  
▶10月10日(木)

第3回 令和6年11月10日(日)  
▶12月10日(火)

プレゼント **新米 いちほまれ**

プレゼント **規格外野菜  
詰め合わせセット**

#### 応募方法

- ①公式InstagramまたはXをフォロー(@ethical\_fukui)する。  
※フォローしていない方は抽選対象外となります。
- ②応募フォームからクイズの答え、必要情報を入力する。



詳細・応募はこちらから▶

## 身近でも起きています ～ふくい消費生活モニターさんからの報告～

- ・突然、訪問買い取り業者が自宅に訪問してきました。(5月)
- ・「+29」から始まる国際電話番号から不審な着信がありました。(6月)
- ・「ご不在でしたので、再配達をお願いします」との不審なSMSが届きました。(6月)
- ・大手メガバンクを名乗り「過去の利用取引に異常がある可能性があります。個人情報を確認してご利用ください。」との不審なSMSが届きました。(7月)
- ・給湯器の点検業者が訪問してきて、しつこい勧誘をうけた。(7月)



などの報告がありました。

消費生活トラブルに関する

# 専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

## 9~11月の開設日

分野	9月		10月		11月	
福井弁護士会 (法律)	12日(木)	県嶺南消費生活センター	9日(水)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	15日(日)	多田記念大野有終会館	10日(木)	県嶺南消費生活センター	14日(木)	県嶺南消費生活センター
	18日(水)	県消費生活センター	15日(火)	勝山市消費者センター	20日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	26日(木)	県嶺南消費生活センター	24日(木)	県嶺南消費生活センター	28日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。  
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に  
ご相談下さい

## 消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています



### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

オンラインでも受け付けています  
(事前申し込みが必要です)

🖥️ ホームページ  
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

📘 フェイスブック  
<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

福井県 消費生活 検索

メール相談受付を開始しました。  
詳しくは、右のQRコードより

県消費生活センターHP  
[消費生活メール相談]

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン **188**  
い や や  
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

## 福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい  
X(エックス)

消費に関する安全安心の  
情報を発信しています。  
ぜひ、フォローしてください。

発行日 / 令和6年9月